

## 第6章 計画の推進体制等

第6章では、本計画に基づく施策が適正な進捗管理の下に、効果的に推進されるよう、計画の推進体制や評価の手法などについて示します。

### 1 計画の推進体制

- 計画の推進に当たっては、副知事を会長とし環境部を中心に関係部局で組織する環境管理推進委員会により、全庁的な取組を展開します。
- 信州豊かな環境づくり県民会議をはじめとして、あらゆる主体に計画に基づく取組を呼びかけ、多くの県民の行動・参加により、豊かな環境・持続可能な信州の実現を目指します。

### 2 進捗管理と評価

- 環境管理推進委員会において計画の進捗管理を行い、政策評価の手法により、達成目標の評価を毎年度行います。その結果を踏まえ、施策の見直しや改善などを行っていきます。
- 計画に基づく施策の進捗状況については、毎年度作成する「長野県環境白書」において公表し、長野県環境審議会へ報告します。

### 3 計画の見直し

- 社会状況や環境を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合などは、計画期間中であっても、計画の見直しを行います。